

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

< 基本的な考え方 >

当社は、「ものづくりを通じ、すみよい社会と人々の幸せに貢献する」という基本理念の下、

1. 持続的成長を目指し企業基盤を確立する、2. 良い社風を築き、地域に信頼される企業を目指す、3. 明るく働きがいのある職場を築く、ことを経営目標としております。その実現に向け、経営の効率性・公正性・透明性を一層向上させるとともに、経営の監督機能の強化や情報の適時開示を促進し、攻めのガバナンスにも主体的に取り組んでまいります。

< 基本方針 >

1. 株主の権利・平等性の確保
株主の権利と平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境を整備する。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
会社の持続的成長は様々なステークホルダーとの信頼関係に基づくことを認識する。
3. 適切な情報開示と透明性の確保
正確で分かり易く有用性の高い情報を主体的に開示する。
4. 取締役会の責務
取締役会は株主に対する受託者責任を踏まえ、その役割と責務を果たす。
5. 株主との対話
株主との建設的な対話を通して企業価値の向上に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

招集通知の英訳は、現状は株主構成を考慮し実施しておりません。今後外国人株主比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は、当社の事業内容を理解し、独立した立場で取締役の職務の執行を監督することが責務であると認識しております。現在、そのような資質を持つ独立社外取締役として大前伸夫氏を選任しており、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しております。また、独立社外監査役2名を選任しており、社外の独立した立場から業務執行状況の監査を行い、客観的な経営監視機能を確保しております。さらに今後は、独立社外取締役を増員する方向で検討いたしますが、当社の企業価値向上、ガバナンス強化に資する人材を選定するため、十分な時間を確保したいと思っております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役は現状は1名に留まりますが、原則4-8に記載のとおり、現段階では各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。今後は、独立社外取締役の複数名選任の検討に加え、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の一層の強化に向けて、任意機関の設置も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

<政策保有株式に関する方針>

当社が持続的な成長を続けるためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。当社の企業価値の向上に資するかという観点から、事業戦略との関連性、取引先との事実上の関係を中長期的・総合的に判断した上で、その保有の狙いや合理性を取締役会で検証し、政策的に必要な株式については今後も保有していく方針であります。

<政策保有株に係る議決権行使の基準>

政策保有株の議決権行使にあたっては、投資先の経営方針を尊重したうえで、その会社の中長期的な企業価値の向上に加えて、コーポレートガバナンスや社会的な責任への姿勢などの観点から、議案への賛否を判断し、基本方針に沿わないものは持ち合いを解消してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社取締役との間で取引を行う場合は、取締役会での事前承認および実績報告をすることにより、取引の監視を行っております。また、主要取引先への販売については、経済的な合理性や競合他社の価格状況を勘案して当社希望価格を提示し、一般取引条件と同様に決定しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

基本理念、長期方針、スローガン、重点方針および中期経営計画につきましては、当社ホームページ等で開示しております。

<http://www.fine-sinter.com/company/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
当報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与で構成し、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた報酬体系としております。賞与については、各期の連結営業利益をベースに、配当、従業員の賞与水準、他社動向および過去の支給実績などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

(4)経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名

経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が出来ること、各個人として人望があること、および法令・企業倫理の遵守に徹する見識を有することを基準として、総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。監査役候補については、財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

(5)個々の指名・選任についての説明

取締役、監査役の各候補者の略歴等につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令および定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項および、「取締役会規則」が定める経営上重要な事項の決定を行いません。それ以外の事項は、業務執行の機動性・柔軟性を高めるために、「稟議規定」「職務権限規定」を定め、経営陣に委任しております。

< 法令および定款に規定されたもの以外の主要な取締役会決議事項 >

・経営基本方針、中期経営計画および年度計画の策定および変更

・決算情報等の開示

・関係会社の設立、出資および清算 など

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、「会社法上の社外性要件」および「金融商品取引所が定める独立性基準」に準拠するとともに、会社経営など豊富な経験と高い見識を持ち、取締役会の議論に貢献できる資質を有する人材を選定しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

< 補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性、および規模に対する考え方 >

取締役会のメンバーは、重要な意思決定および取締役の職務の執行を監督するため、多様な経験と高度な見識を持った人材を会社の部門の一部に偏ることなくバランス良く配置しております。また、取締役会の規模については、経営陣への権限委譲を通し適正化を図っております。これらの前提条件の整備により取締役会の実効性を確保しております。

< 補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況の開示 >

取締役・監査役が他社の役員を兼任する場合は、取締役会でその内容を検証し、当社の業務に支障がないことを確認しております。また、毎年の株主総会招集通知、および有価証券報告書に兼任状況を記載しております。

< 補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価 >

取締役会は、原則、毎月開催し「取締役会規則の付議基準」に基づいて重要案件を漏れなく上程し審議しております。又、複数の社外取締役を交えた活発な議論を通して、適時適切な経営判断ができれば議事運営に努めております。更に、監査役会では取締役を1名ずつ招集し、取締役会の実効性に関するヒアリングを実施しております。また、取締役会全体の実効性については、社外取締役・社外監査役を含む全ての取締役・監査役に対するアンケート調査を実施し、その結果に基づき、分析・評価を行い、改善に努めております。

【原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

新任取締役・新任監査役は、就任時に社外研修を受講し必要な知識の習得と役割・責任の理解を図っております。社外取締役・社外監査役については、会社の事業や機能の理解促進のため、組織や財務に関する情報提供や社内専門部署と定期的な意見交換を実施しております。今後とも、役員全員を対象とした社外の専門家による講習会等を適宜に実施し、必要な知識の取得や適切な更新等の研鑽に努めてまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みの方針】

(1)株主・投資家の皆様との対話は、経営管理部、経理部の担当役員が統括し、決算説明会などを通じて、積極的な対応を心がけております。

(2)株主・投資家の皆様との対話促進のため、経営管理部、経理部と社内関係部署間で定例的な情報交換会等を設けて情報共有を図り、情報の適時・公正な開示を図っております。

(3)対話の手段として、年2回の事業報告書発行、事業内容・中期経営計画・業績推移などのホームページ掲載を実施しております。今後も、決算説明会や株主懇談会、工場見学会などの機会を増やし、情報開示の充実に努めてまいります。

(4)対話を通じて把握した株主・投資家の皆様のご意見ご要望は、社内会議体で報告し、取締役・経営陣・関係部門へフィードバックするなど、情報の共有・活用を図ってまいります。

(5)決算発表前の期間は、投資家の皆様との対話を制限しております。また、社内でインサイダー情報が発生する際は、関係者に対し機密情報として、管理を徹底させております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	920,000	20.90
株式会社デンソー	220,835	5.01
KYB株式会社	220,600	5.01
ファインシンター従業員持株会	176,097	4.00
アイシン精機株式会社	135,600	3.08
住友電工株式会社	129,260	2.93
株式会社清里中央オートキャンプ場	101,400	2.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	101,000	2.29
株式会社三井住友信託銀行	100,000	2.27
JFEスチール株式会社	94,529	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 禎人	他の会社の出身者				○							
大前 伸夫	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 禎人		――	駆動技術の分野での造詣が深く、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため
大前 伸夫	○	――	トライボロジーの権威であり、長年の経験と知見により、技術的な助言をいただくことならびに経営の透明性の確保および監査機能強化を図るため

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人については、年度の監査方針について両者で協議、また会計監査の都度講評会に出席し、質疑応答を行っております。
 監査役と内部監査部門については、定期、不定期にミーティングを行っております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下川 勝久	他の会社の出身者										○			
渡邊 誠人	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下川 勝久	○	独立役員に指定	当社に対して独立性を有しており、専門分野の豊富な知識と経験を活かし業務執行の適正を確保し牽制を高めるため
渡邊 誠人	○	独立役員に指定	同上

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

監査役会において社外監査役と協議していただくほか、取締役会に出席いただき監査を受けております

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬についての業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、役員賞与については業績を助案して実施しております

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬、賞与、退職慰労金について夫々の総額を社内取締役と社外取締役に分けて開示しております

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、総額での上限額を設けてその範囲内で支給することとしております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会上程議案の重要事項につき事前説明を実施しております。
また、監査役の職務を補助する専任組織として監査室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会および監査役会により業務執行の監督および監査を行っております。
取締役会は、取締役11名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月定例に開催し、取締役会付議基準に則り決裁案件の審議、重要な業務執行その他法定の事項の決定および報告事項の承認を行っております。取締役会には社外取締役および社外監査役も出席しており、監督・監査機能を高めるとともに助言・提言を受けております。開催場所を配慮するなど社外役員が出席しやすい環境づくりにも心がけております。
監査役会は、社外監査役2名と社内監査役1名の3名で構成しており、社内監査役は常勤監査役であります。
常勤監査役は取締役会とはもとより、経営会議、収益会議等の主要会議に出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。
また、半期毎に行う各部・各工場の方針点検(監査)に出席し意見を述べるなど積極的な監査活動を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任し、重要な案件に対し積極的に提言や助言をいただいております。当社の事業内容や規模に鑑み、現状の体制で経営機能の監査・監督体制が十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第67期からは、「株主総会招集ご通知」を法定期日の3営業日前に発送しております。また、4営業日前にその記載情報をTDnetに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日および準集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は2018年6月の第69期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を可能にしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会(6月)、定期のIRイベント(名証IRエキスポ)にて説明実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向け決算説明会(5月、11月)、機関投資家訪問、定期のIRイベント(名証IRエキスポ)に出展	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(連結、個別)、四半期決算、IRカレンダーなどを掲載しております。 http://www.fine-sinter.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部、経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動憲章」を、ホームページに記載しております http://www.fine-sinter.com
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR活動」、「環境への取り組み」を、ホームページに掲載しております。 http://www.fine-sinter.com
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の「行動憲章」には「適切な情報発信とモラルに秀でた透明性のある企業経営を志向する」と規定し、ホームページに掲載しております。 http://www.fine-sinter.com
その他	株主総会終了後、株主の皆様にご当社の事業内容や製品に対する理解を深めていただくために株主懇談会を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの基本的な方針を下記のとおり定めております。

(イ) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、法令・定款および社会規範の遵守が企業活動の前提であることを認識し、当社の企業理念(「基本理念」および「長期方針」)の実現のために、コンプライアンスの取り組みは当社グループ全体が共有すべき基本方針と位置づけております。
2. 上記を確保する体制として、社外取締役には大所高所からの経営に対するご意見をいただくとともに、取締役会の意思決定の適正性および妥当性を高めております。
3. 社外取締役を含む当社の役員は、グループ全体における企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行い、今後とも内外の環境変化に応じ適切な内部統制システムの整備に努めてまいります。
4. コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する事務局を経営管理部に置き、同部を中心に継続的な役職員教育を行ってまいります。
5. 内部統制委員会はコンプライアンスの状況を把握するとともに、これらの状況を、随時、取締役会および監査役に報告することとしております。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 当社は、取締役会、経営会議をはじめとする重要な意思決定に係る記録、添付資料などの情報、稟議書等の決裁文書については、文書管理規定に基づいて記録し管理しております。
2. 取締役、監査役および会計監査人は、常時これらの文書を閲覧できるものとしております。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、事業環境の将来変化を十分に評価した中期経営計画、またこれに基づいた単年度の利益計画および投資計画について、取締役会規則および付議基準に則り、適切に提案し意思決定しております。
2. 製造業者として特に重要な安全と品質については、組織体制、方針および実施策を明確にして取り組んでおります。
3. その他、コンプライアンスはもとより、地震・火災などの災害、環境、情報セキュリティなど事業の継続性を脅かすリスクについては、それぞれの担当部署または委員会において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、責任者の特定、教育の実施を行うものとしております。
4. これらの組織横断的なリスク状況の監視および全社的な対応は、経営管理部および内部統制委員会が行うこととしております。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、環境変化に対応した将来ビジョンと中期経営計画を定め、その達成に向け、毎年の経営計画(会社方針)を策定しております。
2. 取締役会の決定した会社方針を、各取締役および従業員が全員で共有し、各部署から各室・課に至るまで、その達成のための具体的方針および実施計画を策定し、全社活動を展開しております。
3. 代表取締役および常勤監査役は、定期的にこれらの実施状況をレビューすることによって、進捗状況を把握し必要な改善を促すこととしております。
4. 以上の全社的なPDCAの仕組みをもって、効率的な職務達成のシステムを構築しております。

(ホ) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役がグループ各社の役員を兼務することを通じ、当社グループ全体としての業務の適正を確保する体制としておりますほか、当社の内部統制委員会を通じ、グループ各社の内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるように努めてまいります。また、海外事業については、品質・収益・労務の観点を中心に重要視し、当社の各専門部署は実効ある支援を行い、経営管理部、経理部および生産管理部が窓口部署としての機能を果たすなど海外事業体の管理体制の充実を図ってまいります。

1. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は行動憲章をグループ会社にも展開し、法令遵守および企業倫理を周知徹底しております。また子会社が設置する内部通報窓口等を通じ、コンプライアンスに関わる問題を早期に把握し、解決を図ってまいります。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、安全、環境、品質、災害等のリスク管理に関しては、グループ危機管理委員会を通じて、重大なリスクについて速やかに当社に報告することを求めるとともに、重要課題と対応については当社の経営会議等において審議することとしております。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役に対して、中期経営計画および毎年の経営計画(会社方針)の策定を求めるとともに、グループ会社における業務分掌に基づいた適切な権限移譲を通じ、業務が効率的に行われるよう図ってまいります。

4. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の事前承認等に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社としての間で合意したグループ会社管理規定に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の取締役会等において審議することとしております。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべきことを求めた場合における当該使用人に関する

体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制および当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する体制

1. 監査役は、監査室、経営管理部、経理部その他所属する従業員に対し、監査業務に必要な事項を要請することができるものとしております。
2. 監査役より監査業務に必要な要請を受けた従業員は、その要請に対して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとしております。

(ト) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役および従業員は、取締役会のほか、経営会議、収益や品質等に係る定期不特定の機能会議への常勤監査役の出席を要請し、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状態として重要な状況が、速やかに監査役に報告される体制を確保しております。
2. 内部統制委員会を通じ、重大な法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項が速やかに監査役に報告される体制を確保しております。

(チ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該

監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担します。

(リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は代表取締役との定期会合をもち、情報交換を図っております。
2. 常勤監査役は定期的に行われる方針点検に出席し、各職場の実施状況を把握できる体制としておりますほか、工場・事業所の視察などを通じ、日常業務の執行状況を常時把握できる機会の確保に努めております。
3. 社外監査役には、企業活動に対する識見豊富な方に就任いただき、経営に対するけん制を高めるとともに、実効的な監査が行える体制としております。

(ヌ) 財務報告に係る内部統制を確保するための体制および方針

当社は、金融商品取引法が定める「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および会計士による監査」に対応するために、内部監査部門（監査室）は社外専門家の助言を得て、金融商品取引法および金融庁の実施基準等に従って、内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して会計監査人による監査に備えるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力排除について「行動憲章」に明確に規定しており、役員およびグループ全体の社員等はこれらを共有化し、徹底します。また、反社会的勢力による不当要求等に備え、所管部署にて対応マニュアル等を整備するとともに、外部機関の定期会合等に出席し情報収集および連携強化に努めます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示に係る社内体制〕

当社では、会社の情報を開示するにあたり、適時開示規則に定める重要事項について取締役会の決議をもって開示しております。会議日程と適時開示の日程が合わない場合には、臨時取締役会を開催し、臨時取締役会の決議により開示しております。

